

1 規則等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に係る審査基準及び処分基準の一部改定について

2 根拠法令・条項

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第240号）

3 規則等の制定日

令和7年3月1日（土曜日）

4 結果公示の日

令和7年3月1日（土曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）等の施行に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更に応当するため。

7 規則等の概要

別添のとおり

8 担当課・連絡先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課 許可等事務担当室 保安係
TEL：088－826－0110（内線3022・3033・3034）

審 査 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条第3項（許可）、第4条の2（許可の申請）、第5条（許可の基準）及び第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第4条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、第5条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、第6条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、第7条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、第8条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、第10条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病气）、第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第19条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、及び第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）及び第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第4号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五条第二号の銃砲の範囲を定める命令
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審 査 基 準：

1 所持目的

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。
したがって、例えば次のような場合は、許可されない。
 - 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合
 - 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合
 - 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合
 - 標的射撃の用途に係るクロスボウの所持許可申請において、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条の4の基準を満たす危害予防上必要な措置が執られている場所を確保する具体的計画がないなど、当該用途での使用が具体化していない場合
- (2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。
- (3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

2 物的基準

許可申請に係る銃砲等又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1(1)との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていない等、当該用途に供することが、社会通念上許容されるものであることを必要とする。

3 人的基準

法定の欠格事由のうち、

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
 - 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
 - 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可するものとする。

審 査 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第7条の3第1項
処 分 の 概 要：猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項第2号から第18号まで及び第2項から第5項まで（許可の基準）、第5条の2（第6項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）並びに第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第12条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第16条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第17条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）及び第20条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）及び第34条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び同法施行規則第34条の規定による。
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 5 第 2 項
処 分 の 概 要：射撃教習を受ける資格の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2（許可の申請）、第 5 条第 1 項第 2 号から第 18 号まで及び第 5 項（許可の基準）、第 5 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 5 条の 4 第 1 項（技能検定）並びに第 9 条の 5 第 2 項及び第 4 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 11 条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第 13 条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第 14 条（猟銃の所持が許可される 20 歳未満の者についての推薦）、第 15 条（人の生命又は身体を害する罪等）及び第 18 条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 9 条（申請書の様式等）、第 10 条（申請書に添付する医師の診断書）及び第 11 条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30 日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃教習を受ける資格を認定するものとする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の10第 2 項
処 分 の 概 要：射撃練習を行う資格の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2（許可の申請）、第 5 条第 1 項、第 5 項（許可の基準）、第 5 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 5 条の 4 第 1 項（技能検定）並びに第 9 条の10 第 2 項及び第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 6 条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、第10条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）及び第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 9 条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）及び第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。

審 査 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の13第1項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号（許可の基準）まで、第9条の13第1項及び第9条の14第1項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第35条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第75条（年少射撃資格認定申請書）及び第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審 査 基 準：

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第9条の13第1項の「猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者」とは、監督を行おうとする猟銃等射撃指導員が確定していることを要する。

審 査 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の16第1項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項及び第5項（許可の基準）並びに第9条の16第1項及び第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）及び第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

審 査 基 準：

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、クロスボウ射撃資格を認定するものとする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根 拠 条 項：第31条第 2 項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）及び第30条（許可の期間の延長）
審 査 基 準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間：2 日以内
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課、警察署
備 考：

処 分 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第5項
処 分 の 概 要：猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）及び第11条第5項
処 分 基 準： 当該銃砲等を許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部又は一部）に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。 一 当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部）に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。 二 当該許可に係る用途が二以上である場合であつて、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。
問 い 合 わ せ 先：高知県警察本部生活安全企画課
備 考：